

情報通信審議会 総会（第41回）議事録

1 日時 令和元年8月29日（木）13時00分～14時00分

2 場所 総務省 第1特別会議室（8階）

3 出席者

（1）委員（敬称略）

内山田 竹志（会長）、相田 仁、安藤 真、石戸 奈々子、伊丹 誠、
江村 克己、相賀 信宏 岡田 羊祐、上條 由紀子、熊谷 亮丸、
谷川 史郎、知野 恵子、根本 香絵、堀 義貴、増田 悦子、
山内 弘隆、横田 純子、米山 高生（以上18名）

（2）総務省

石田 真敏（総務大臣）、鈴木 茂樹（事務次官）、奈良 俊哉（官房総括審議官）

（国際戦略局）

巻口 英司（国際戦略局長）、柴崎 哲也（総務課長）、
松井 俊弘（技術政策課長）

（情報流通行政局）

吉田 博史（官房審議官）

（総合通信基盤局）

谷脇 康彦（総合通信基盤局長）、竹村 晃一（電気通信事業部長）、
田原 康生（電波部長）、今川 拓郎（総務課長）、
山碕 良志（事業政策課長）、大村 真一（料金サービス課長）、
山路 栄作（データ通信課長）、梅村 研（消費者行政第一課長）、
中溝 和孝（消費者行政第二課長）、布施田 英生（電波政策課長）

（3）事務局

湯本 博信（情報流通行政局総務課長）

4 議題

（1）答申事項

「電気通信事業分野における競争ルール等の包括的検証」中間答申（案）について

【平成 30 年 8 月 23 日付け諮問第 25 号】

（2）議決事項

Web 会議システムを利用した会議への出席について

（3）報告事項

情報通信技術分科会及び各部会の活動状況について

開 会

○内山田会長　それでは、ただいまより情報通信審議会第41回総会を開催いたします。

委員の皆様におかれましては、ご多用のところお集まりいただきまして大変ありがとうございました。

本日は、委員30名中17名の方が出席しておりますので、定足数を満たしております。

また、後ほど石田総務大臣にもご出席いただく予定となっております。

なお、本会議の様子はインターネットにより中継しておりますので、あらかじめご了承くださいと思います。

初めに、先日、総務省幹部の皆様には人事異動があったと伺っております。事務局からご紹介いただけるとのことですので、よろしくお願いいたします。

○湯本総務課長　それでは、本会議に出席している異動があった幹部職員を、会長の右手側から順にご紹介いたします。

まず、鈴木事務次官でございます。

○鈴木事務次官　どうぞよろしくお願いいたします。

○湯本総務課長　巻口国際戦略局長でございます。

○巻口国際戦略局長　よろしくお願いいたします。

○湯本総務課長　奈良官房総括審議官でございます。

○奈良官房総括審議官　よろしくお願いいたします。

○湯本総務課長　吉田官房審議官でございます。

○吉田官房審議官　よろしくお願いいたします。

○湯本総務課長　柴崎戦略局総務課長でございます。

○柴崎戦略局総務課長　よろしくお願いいたします。

○湯本総務課長　松井技術政策課長でございます。

○松井技術政策課長　よろしくお願いいたします。

○湯本総務課長　次に、会長の左手側でございます。

竹村電気通信事業部長でございます。

○竹村電気通信事業部長　よろしくお願いいたします。

○湯本総務課長　今川総合通信基盤局総務課長でございます。

- 今川総合通信基盤局総務課長　　よろしくお願ひします。
- 湯本総務課長　　そして私、湯本もこのたびの異動で情報流通行政局総務課長に着任いたしました。よろしくお願ひいたします。
- 以上でございます。
- 内山田会長　　よろしくお願ひします。そして、ありがとうございました。

答申事項

「電気通信事業分野における競争ルール等の包括的検証」中間答申（案）について

【平成30年8月23日付け諮問第25号】

- 内山田会長　　それでは、お手元の議事次第に従いまして、議事を進めてまいりたいと思います。

　　本日の議題は、答申事項1件、議決事項1件、報告事項1件でございます。なるべく多くの委員の皆様にご発言いただくため、円滑な議事進行にご協力をお願い申し上げたいと思います。

　　初めに、諮問第25号「電気通信事業分野における競争ルール等の包括的検証」中間答申（案）につきまして、ご審議いただきたいと思います。本件につきましては、電気通信事業政策部会及び電気通信事業分野における競争ルール等の包括的検証に関する特別委員会におきまして精力的に調査、審議いただき、このたび中間答申案を取りまとめていただきました。本日は電気通信事業政策部会長であります山内委員からご説明をお願い申し上げたいと思います。

- 山内委員　　山内でございます。よろしくお願ひいたします。

　　それでは、電気通信事業分野における競争ルール等の包括的検証の中間答申（案）の概略について、電気通信事業政策部会の部会長を務めております私からご説明申し上げたいと思います。

　　本件につきましては、ネットワーク仮想化あるいは5Gなどの技術革新、グローバル化の進展などの市場変化、そして我が国の社会そのものの構造変化など、相互に関連する変化あるいはその課題を踏まえまして、新たな電気通信事業分野の政策について包括

的に検討する必要があることから、昨年8月23日、総務省より情報通信審議会に諮問されたものでございます。

本件は電気通信事業政策部会に付託されまして、昨年9月19日の部会において、新たに特別委員会を設置し、調査検討を行うものとされたものであります。特別委員会におきましては、昨年10月以降、4つの研究会と密接に連携して検討を行いまして、本年5月17日の第8回会合において中間報告書を取りまとめました。これを踏まえて電気通信事業政策部会において意見募集を実施し、本年7月31日の部会において中間答申（案）を取りまとめております。

お手元のタブレットの資料41-1-2、これが中間答申（案）でございます。1ページ目、2ページ目にある目次をごらんいただきつつ、中間答申（案）の構成についてご説明申し上げたいと思います。

まず第1部におきましては、2030年を見据えたネットワークビジョンについてということで、検討の背景、それからネットワークをめぐる環境変化等について取りまとめております。その上で、2030年を見据えたネットワークビジョンと、その実現に求められる取り組みの方向性について整理をしたものでございます。特別委員会におきましては、合計7回に及ぶヒアリングを通じて、24者から、2030年のネットワークの未来像や政策課題について意見を聴取いたしました。それを踏まえまして、ルール整備や見直しが求められる主要な項目として、通信ネットワークにおける仮想化やグローバル化の進展など4項目に具体化いたしまして、一定の方向性を提言しております。

あわせまして、第2部でございますが、これはネットワークビジョンを巡る個別の政策課題ということでございまして、特別委員会において、第1章にある基盤整備等の在り方、各研究会等においては第2章から第6章にある個別の政策課題、これについて検討を行っていただきまして、その中間報告をまとめております。そのほか第2部の7章といたしまして、今般の包括的検証の契機となりました2015年の電気通信事業法等改正法の施行状況、これについて整理するとともに、第3部として「終わりに」ということございまして、包括的検証における今後の取り組みについて提言しております。

この中間答申（案）の概要でございますが、資料41-1-1にまとめられておりますので、詳細につきましては事務局からご説明願いたいと思います。よろしくお願いたします。

○山碕事業政策課長 引き続き事務局より、資料41-1-1に基づきご説明をいたし

ます。なお、ページ番号は各スライドの右肩に数字を振っておりますので、そのページの番号を参照して説明させていただきます。

1 ページをごらんください。冒頭、中間答申（案）の構成でございますが、この1 ページ目、それから続きます3 ページ目に検討の背景がございますが、ただいまの山内部長からのご報告と重複いたしますので、割愛させていただきます。

4 ページをお開きください。包括的検証全体の検討体制として、電気通信事業政策部会の下に特別委員会が設置されまして、山内主査のもと、2030年を見据えたネットワークビジョン及び基盤整備等の在り方についてご検討いただくとともに、関連する研究会等においてプラットフォームサービス、ネットワーク中立性、モバイル市場の競争環境、消費者保護ルールの検証に関する事項について、それぞれご検討いただきました。今般の中間答申案は、これら研究会等の中間報告を特別委員会に集約した上で、特別委員会の検討結果を含めて取りまとめられ、部会においてご審議いただいたものでございます。

5 ページをごらんください。そのネットワークビジョンと、取り組むべき主な方向性でございます。

まず左図の2030年を見据えたネットワークビジョンについてご説明いたします。全体といたしまして、上に左右の矢印が引いてあるレイヤー内の水平連携、それから左側の上下の矢印、レイヤ間の垂直連携、こうした動きが進展するというふうに考えられます。上の部分でございますが、コンテンツ・プラットフォームレイヤを中心に、今後データの流通や利活用が一層進展し、例えば電子商取引、交通、医療、農業、生産現場などの幅広い分野において横断的に情報連携が行われ、新たな価値創造や社会的課題の解決が図られることが期待されます。特にプラットフォームサービスは、このデータ流通利活用や情報連携において、さらに一層重要な役割を担うものと考えられます。

次に、仮想化レイヤ、物理レイヤにおきましては、多様なニーズに対応してネットワークの構築、運用を最適化させることへと競争軸が移行すると考えられます。例えば車の自動走行においては超低遅延のブロードバンドサービスが求められるなど、ニーズに対応したサービス提供が求められ、ネットワーク仮想化技術の活用を通じて物理レイヤとコンテンツ・プラットフォームレイヤの連携が一層推進すると考えられます。また、5Gにおいては基地局と光回線の一体的整備が進展するなど、固定・移動通信市場の融合や事業者間連携といった物理レイヤ内の水平連携も進展すると考えられます。下の部

分、ユーザー・端末のレイヤにおきましては、5GやIoT等の通信の高度化、またスライシングサービスなどの導入により、サービス、端末の高度化・多様化が一層進展するとともに、これに伴い柔軟な料金プランや契約形態が登場し、利用者の多様なニーズにきめ細かに対応したサービスが提供されると考えられます。

こうしたネットワークビジョンの実現に向けて取り組むべき主な方向性について、ご説明いたします。上のほうから、まずコンテンツ・プラットフォームレイヤにおきましては、プラットフォーム事業者の影響力がさらに拡大すると想定されますことから、海外事業者を含めたプラットフォーム事業者によるサービスを、利用者が安心して便利に享受できる環境の確保が求められます。仮想化レイヤ、物理レイヤにおきましては、インターネットにおける通信量の飛躍的増加が予測されるとともに、これに伴う設備投資の増大が課題となり、こうした環境変化に対応したネットワーク中立性の確保が求められます。また、仮想化技術により、ソフトウェアによる柔軟なネットワーク管理が可能となる一方、これまで同一の事業者が、設備、機能、サービスをそれぞれ異なる事業者が担うことになることが想定されることから、これに対応した公正競争、あるいは安全・信頼性の確保などが求められます。さらに、5GやIoTの普及に伴う事業者間連携の進展、固定・移動市場の融合に対応し、ネットワーク基盤の持続的な高度化を実現するための公正競争等の環境整備も求められます。

加えて、人口減少や過疎化といった社会構造の変化、通信サービスの高度化にも対応し、必要なサービスを誰もが利用できる基盤が引き続き全国的に確保されることや、提供手段の効率化が求められます。ユーザー・端末に関しましては、5G、IoT等の通信の高度化に伴い、通信サービス内容や契約形態等の複雑化が想定されることを踏まえ、利用者が主体的にサービスを利用でき、多様なニーズなどに合致したサービスを低廉に、適正な条件のもとで安心して利用できる環境の確保が求められます。

これらの包括的な取り組みを講じることにより、Society 5.0の具現化に寄与するとともに、地域も含めた我が国の競争力の強化につなげていくことが期待されるところであります。

6ページをお開きください。以上ご説明しましたネットワークビジョンを踏まえて、今後の電気通信事業政策に関する取り組みの方向性を、1、通信ネットワークにおける仮想化、2、他者設備の利用、3、市場の融合、4、グローバル化の進展への対応の4項目に整理し、これらの項目について必要なルールに関する検討を深めていくことが提

言されたところでございます。

次をごらんください。以上、第1部、2030年を見据えたネットワークビジョンについて概略をご説明しました。この後、第2部では、第1章から第7章まで各論の提言をいただいたところでございます。8ページをお開きください。

まず第1章、基盤整備等の在り方についてでございます。上のところでは、NTT法と電気通信事業法が相互に補完することにより実現されてまいりましたユニバーサルサービス制度につきまして、2030年を見据えますと、人口減あるいはコンパクトシティの進展に伴うサービスの提供手段の効率化が求められるほか、Society 5.0を見据え、国民生活に不可欠なサービスの高度化・多様化への対応が求められるところがございます。これを踏まえまして、基盤整備等の在り方として2つの取り組みの方向性を示してございます。

まず①、電話サービスの持続可能性の確保として、離島向けの電話サービス等について、NTTによる無線を利用した電話の提供を認めるに当たり、公正競争環境や安定的なサービス提供を確保するための措置を講じるべきとされております。また、②としまして、例えばブロードバンドサービスを将来的にユニバーサルサービスに位置付けることも見据え、ユニバーサルサービス制度の在り方について多角的に検討することが提言されてございます。

9ページをごらんください。第2章から第4章にかけては、モバイルサービス等における公正競争・消費者保護の在り方として、モバイル市場の競争環境に関する研究会及び消費者保護ルールの検証に関するワーキンググループの中間報告をまとめてございます。中ほどに記載しております緊急提言につきましては、今年の1月、両研究会・ワーキングにおいて取りまとめられたものでございまして、①シンプルでわかりやすい携帯電話に係る料金プランの実現、②販売代理店の業務の適正性の確保を提言してございまして、これを受けた電気通信事業法の改正法が5月10日に成立したところでございます。これにつきましては、今般の審議会における包括的検証の審議と並行して、政策の具体化をできるだけ機動的に行ったというところでございます。

下段でございます。緊急提言以外の取り組みの主な方向性として、①事業者間の競争条件の適正化等として、接続料算定の適正性・透明性の向上や音声卸料金の適正性の確保など、②中古端末の国内流通の促進、③携帯電話契約の理解促進、④高齢者など保護の強化が必要な利用者への対応などが提言されているところでございます。

10ページをごらんください。ただいま言及いたしました電気通信事業法の一部を改正する法律について、ご参考までに資料化してございます。

11ページをごらんください。第5章ネットワーク中立性の在り方として、ネットワーク中立性に関する研究会の中間報告をまとめたものでございます。ネットワーク中立性とは、インターネット上のトラフィックの公平な取り扱いを確保するものでございまして、このための取り組みといたしまして、①帯域制御、②優先制御、③ゼロレーティング等に関するルールの検討の3つに分けて整理するとともに、④ネットワーク中立性確保のための体制整備として、ネットワークの持続的な投資を確保するための関係者による協力体制の構築、逼迫対策の促進、モニタリング体制の整備が提言されているところでございます。

12ページをごらんください。第6章はプラットフォームサービスに関する課題への対応の在り方として、プラットフォームサービスに関する研究会の中間報告をまとめたものでございます。プラットフォーム事業者が取得する大量のデータの活用メカニズムがわかりづらいという指摘がある中で、通信の秘密やプライバシー保護の観点から、プラットフォームサービスにおける利用者情報の適切な取り扱いの確保などについて検討したものでございます。具体的な方向性といたしまして、①国外のプラットフォーム事業者に対する規律として、通信の秘密の保護の規定が適用されるよう、法整備を視野に入れた検討を行うとともに、②利用者情報の適切な取り扱いに係る規律の適用対象の見直し、③法執行の確実な担保、④国際的な調和について提言されておりますほか、⑤情報流通の信頼性確保として、トラストサービスの在り方あるいはフェイクニュース、偽情報への対応についても提言されているところでございます。

13ページをごらんください。第7章は、2015年電気通信事業法等改正法の施行状況についてまとめているところでございます。この法律では、法律の施行から3年後に、その施行状況について検討を加えるということとされております。各規定の施行状況は13ページ資料記載のとおりでございますけれども、この改正事項でありましたうち、2番の電気通信サービスの利用者の保護につきましては、現状、販売代理店による不適切な販売等について行政による把握が不十分ではないかということ踏まえまして、先ほどご説明いたしました電気通信事業法改正法が成立したところでございます。

次のページをごらんください。第3部「終わりに」でございますが、ここでは今回の中間報告以降の包括的検証に関する今後の取り組みについて整理してございます。

15ページをごらんください。関係する委員会あるいは研究会等とも連携し、年内を目途に考えてございますが、最終答申を目指して具体化に向けた検討を深めていくこととさせていただきます。特別委員会につきましては、さらに専門的・集中的に検討を進めるという観点から、検討体制を強化することが適当であるとされたところでございます。また、下段に記載しておりますモニタリングにつきましては、市場動向や技術動向を踏まえた機動的な政策対応を行うため、必要な事項について恒常的にモニタリングを行うための体制を整備するということが提言されてございます。

最後、16ページをごらんください。今後の検討スケジュールでございます。先ほどご紹介しました特別委員会における検討体制の強化の具体化といたしまして、赤字で真ん中に書いてございますが、6月に3つのワーキンググループを立ち上げたところでございます。この3ワーキンググループの検討結果及び各検討会等の検討状況につきまして、今後、10月を目途に特別委員会において取りまとめ、電気通信事業政策部会のご審議、また意見募集を経て、最終答申案として年内目途に総会にお諮りするということ想定して今後検討を進めてまいりたいと思います。

以上でございます。

○内山田会長 説明どうもありがとうございました。

それでは、ただいまの説明に関しまして、皆様から活発なご意見、ご質問をお受けしたいと思っておりますので、よろしくお願いたします。なお、我々のこの意見交換の途中で石田総務大臣がお見えになる予定ですので、よろしくお願いたします。

それでは、ご意見、ご質問のある方、どうぞ。

はい、熊谷委員。

○熊谷委員 ありがとうございます。この中間答申に係る調査ですとか検討を行ってきた電気通信事業政策部会の委員として、一言コメントさせていただきます。

今回の包括的な検証においては、さまざまなレイヤにおける2030年を見据えた環境変化、これを一望した上で、中長期に必要な政策を提言していくと、こういう点で、非常に幅広い議論を行わせていただきました。その中で、最終答申に向けてさらに議論を深めていくことになったテーマの1つに、ユニバーサルサービス制度の問題というものがございます。

ご案内のように、今、日本は少子高齢化が非常に深刻化して、人口の減少ですとか過疎化が進展している中で、電話を含むICTについても、電気、ガス、水道といったほ

かの公共インフラと同様に、社会全体の効率化の流れを踏まえていく必要があります。他方で、Society 5.0と言われる時代が来るわけですので、これを見据えれば、人口減少局面においても、いわば横串としてのICTの活用というものが一層重要になるのではないかと考えております。

今後の検討に当たってということでございますけれども、中間答申（案）の41ページで諸外国の取り組みが掲載されておりますけれども、アメリカ、イギリス、韓国ではブロードバンドをユニバーサルサービスの範囲に含めており、こういう諸外国の取り組みの事例についても大いに参考にする必要があるのではないかと。さらには、中間答申（案）では、5Gの本格的な導入等の流れを踏まえて、有線・無線のサービスに必要なアクセス網の維持・管理の費用をユニバーサル制度によって補填する、ユニバーサルアクセスという考え方も示されているわけございまして、私個人としては、この考え方は大いに検討に値するアイデアなのではないかと考えているところでございます。

いずれにしても、今申し上げたような問題意識のもとで、引き続き、最終答申に向けて検討を深めてまいりたいと考えております。

私からは以上でございます。

○内山田会長　ありがとうございました。ぜひ、大切な議論だと思いますので、最終答審に向かって中身を深めてまいりたいと思いますので、よろしく申し上げます。

どうぞ。

○増田委員　消費者の立場からの意見となりますけれども、電気通信サービスに関しましては、非常に有益なサービスですので、今や国民全員が使いたいというところにあります。最近では高齢者、障害者、それから訪日外国人など、さまざまな方々が使っているということから、非常にきめ細かい対応が求められているところ、消費者保護ルールのワーキングに関しましては非常に丁寧に意見を拾っていただいています、私どもが受けとめている消費者からの苦情のポイントとしては、ほぼ全て拾っていただいているかなというふうに思っております。この15年で大変大きく、レベルが高くなったというふうに感じているところでございまして、ありがたいなと思います。

金融サービスと同じで、全ての国民に対して必要なものであるし、今、先生おっしゃったようにインフラとしての対応が必要だというふうに思いますので、高齢者などはリテラシーの向上といっても、なかなか向上することができないということを前提にお考えいただいて、継続した対応を是非行っていただきたいというふうに考えているところ

です。よろしくお願いいたします。

○内山田会長　特に共通的な社会インフラであるネットワークや通信というのは、やはりどの人も自由にアクセス、利用ができないといけないと思いますので、そのことを皆念頭に置きながら議論していただきたいと、私からもお願い申し上げたいと思います。

ほかにございませんか。

○根本委員　消費者保護ということでも大切なところをよくまとめてくださっていて、ありがたいと思う反面、セキュリティの面から言うと、インターネットを中心に、要するにネットの中にはもっと大規模なものも実際にはつながっていて、そういったものに対するセキュリティ。外からのアタックであるとかも含めて、または事故的な、アタックが起きたからというわけではなくて、事故ということもあると思いますので、その辺がなぜないのかなというのがちょっと疑問に思うところと、そのあたりはもうちょっと考えてみてもいいのかなというふうに思います。事務局から何かご説明とかありますでしょうか。

○山碕事業政策課長　今回いろいろな観点で今後の方向性をまとめさせていただきましたが、2030年を見据えたネットワークビジョンの中で、例えば仮想化技術が進んでいくであろうとかグローバル化が進んでいくであろうという、そこに着目した観点としては、1つに安全性・信頼性を確保するためにはどのような制度が必要かということに着眼点として、そうした視点を提示したところがございますので、今ご指摘のありましたセキュリティに関しても大事な観点の1つだと思っておりますので、最終答申に向けて検討を引き続き深めてまいりたいと思っております。

○根本委員　わかりました。

もう1点お伺いしたいのですけれども、テクノロジーのレイヤという議論では、これからどのぐらいの電力を使うのかということが、もう既に議論になっていると思うのですけれども、そのあたりというのはこの議論の中で出てきているのでしょうか。

○山碕事業政策課長　電力ですね。

○根本委員　要するに電力をどのぐらい供給、テクノロジーがこれからどんどん進んでいくと、これはソフトウェアがどういうふうにハードウェアに置きかわってくるのかというところをかなりフォーカスしていらっしゃると思うのですけれども、やはりハードウェアのほうもこれからもっと進んでいくということが考えられているわけですが、その中で、その電力の問題というのはハードウェアの開発とともに考えられている

というのが一般的なのかなと思うのですけれども、そういった観点というのは、この中でどういうふうな見方をされているのか教えていただけますか。

○山崎事業政策課長　これまでの議論では具体的に電力に着目してという検討はあまりされていないのが現状ですが、そのほかの資源も含めて、仮想化ですとか、そうした新しい技術を使うことによって、できるだけ効率的にネットワークを整備したり運用したりしていくという方向性の中で議論が進められ、ネットワークビジョンについても提示されているところでございます。

○内山田会長　はい。

○知野委員　ありがとうございます。今までもインターネットを使ってきましたが、これから大きく変わっていくことがよくわかる報告書であると思います。そうしますと、先ほど少しお話にも出ていましたけれども、やはりそれを学び続けなければならないというのが、これは使い手側にとってはかなり大変なことであると思います。

どのように変わっていくかという図をわかりやすく示していくことと、それから最後のところで、市場動向、技術動向をモニタリングするとありますけれども、そのモニタリングの際には、利用者、消費者にとってどのあたりが問題になってきそうかというあたりもモニタリングして発表していくというような、これまでとは違った、利用者へのガイドラインみたいなものを示していくような必要もあるのではないかと思います。

以上です。

○内山田会長　ありがとうございます。

はい、谷川さん。

○谷川委員　今回の取りまとめの中で2030年まで見てということ、一番技術的变化が大きそうだなというふうに拝見したのは、やはりこの仮想化の部分だろうと思います。特に海外のプラットフォーマーが中心になってサービスをしていく可能性のある領域とどうやってつき合っていくのだというのは、多分これから大きなテーマになっていくと思いますので、多くの方が関心を持っている分野だと思いますので、ぜひ今後のあり方についていろいろ教えていただければというふうに思っております。よろしくお願いいたします。

○内山田会長　どうぞ。

○安藤委員　非常に大きな絵をご説明いただいたと思って、感謝しています。この中で、言葉として私も非常に、私は無線をやっていますけれども、例えばNTTの施設に無線

でつなぐようなものも入ってくるとか、あるいはユニバーサルサービスとしてブロードバンドも入れ込んでいくということ、これはそういう方向にどんどん行っているというのを理解した上で、例えば移動通信で5Gなんかという形でどんどん高度化していくと、どうしてもやはり地域カバー率というのがいつも少し後回しになっていくと。ところが、いろいろな技術的に言うと、もう人と人だけが相手ではなくて、物と物とか、物と人とかという意味でつながっていくとなれば、人口カバー率という言葉もどういう意味になるか私はわかりませんが、そこら辺の、無線ではローカル5Gなんていう言葉で、やはりそういうものも拾っていくような方針が示されていますけれども、今回のこのようにいろいろな技術、ネットワークの革新の先に、やはり日本全体が、過疎・過密の場所も含めて均等にサービスが受けられるというような理念はどこかに入ってくるのでしょうか。そういう質問をしていいかどうかちょっとわからないんですけども、そこがちょっとまだわからないところです。

○内山田会長　今の時点で何かお答えできますか。

○山碕事業政策課長　このユニバーサルサービス制度というものの自体が、国民生活に不可欠なサービスをあまねく提供するという考え方のもとに設定された制度でございます。特に、ネットワークビジョンの中でも出しましたけれども、ICTが今後の社会的課題の解決の大きなツールとなることを踏まえ、ユニバーサルサービス制度の見直しについて、検討を具体的に進めてまいりたいというふうに考えておるところでございます。

○内山田会長　これは、これまでもそうですけれども、特にこの通信というのは非常に大事な社会インフラですので、サービスの公平性を結果としてどうやって担保していくかというのが、例えば今のインフラの整備の速度とか、どこからやるかとか、そういうのも関係してくると思いますので、最後は事業者との関係もあるのですが、やはりそういうところにある一定のメッセージを審議会として発信していけるように、皆さんで議論を進めていったらいいのではないかなというふうに思います。

ほかにございませんか。岡田さん、どうぞ。

○岡田委員　今回非常に包括的な報告書ということで、大変充実した内容のもので、貴重な提言を数多く含んでいる報告書だと思っております。コメント、1つだけ申し上げたいのは、概要版の12ページ、プラットフォームサービスに関する課題への対応の在り方というスライドがありますけれども、このプラットフォームサービスは、既にほかの委員の方からご指摘ありましたように、海外のプラットフォームサービス事業者にど

う対していくかということが非常に大きな課題になってくると思っております。

そういう意味では、このような海外及び国内のプラットフォーム事業者に対してどのような規律を課していったって、実際どのようにその執行を確実なものにしていくのかという、こういう取り組みが非常に大きな課題になっていくだろうと思います。とりわけプラットフォーム事業者自身のビジネスドメインとか、あるいはいろいろな技術の構成とかがどんどん変わっていくという背景の中で、どのような規律を内外同時に課していくのかという大変難しい課題がここで提起されているんだと思っています。

取り組みの主な方向性という中で、③法執行の確実な担保ということで、関係者による自主的な取り組みを促し、共同規制的なアプローチを適切に機能させると、こういうご指摘があります。この共同規制的なアプローチというのは外国の執行機関等においても最近強く打ち出されている方向性であり、このような内外の執行機関及び事業者全てが密にコミュニケーションをとりながら、望ましい規律のあり方を考えていくことが求められているのだろうと思っています。そういう意味で、ぜひそのような規律のあり方について日本も積極的なイニシアチブがとれるように積極的に情報発信をしていくことが必要なのではないかと思います。

以上です。

○内山田会長　そうですね。ありがとうございました。これは海外全般にわたることなので、ほかの国がどういうふうにやっているか、できればそういう国とハーモナイゼーションしていくというのも非常に大事な視点だと思いますので、これから具体的な、どういう制限とか法規制の網をかぶせるかという中で、やはり議論していただきたいなと私も思います。

(石田総務大臣入室)

○内山田会長　それでは、大臣もお見えになりましたし、議論も尽きないところではございますが、このあたりで審議を終了させていただきたいと思います。

それでは、中間答申ということでございますが、本件につきましては資料4 1-1-3のとおり答申することとしてはいかがかと思いますが、よろしいでしょうか。

(「異議なし」の声あり)

○内山田会長　ありがとうございます。ご異議ないようですので、本案をもって答申することといたしたいと思います。

それでは、本日の1件の答申につきまして、私からもコメントを述べさせていただきます

たいと思います。

委員の皆様からも出てまいりましたが、我々の生活にとりまして不可欠な基盤でございます情報通信を取り巻く環境は、抜本的に変化しつつあると思います。特に電気通信事業におきましては、5Gサービスの実現、ネットワークの仮想化といった技術革新、プラットフォーム事業者の成長・拡大などの市場構造の急激な変化が見込まれております。こうした時代の変わり目におきまして、電気通信事業に係る政策やルールを全体的に検証し、2030年という中長期的な未来に向けて必要な見直しを行っていくことには大変大きな意味があると考えております。

今般の中間答申におきまして提言されました政策の方向性は、大変多様な内容にわたり、またいずれも社会・経済に大きな影響を与えるものであり、具体的な制度や取り組みの形に至るまでには、なお整理すべき課題があるかと思っております。山内部会長をはじめまして、委員の皆様におかれましては、最終答申に向けまして引き続き議論、検討を深めていただきたいというふうに思います。

最後になりますが、本日は、幅広い分野から見識豊かな皆様のご意見をお聞きすることができ、大変有意義な会合でございました。皆様からいただいた貴重なご意見を最終答申に向けて十分織り込みながら、反映させていただきながら、まとめてまいりたいと思います。総務省におかれましては、本日の1つの答申を踏まえ、そこに示されました数々の取り組みを強く、スピーディーに推し進めていただくことを期待し、私からのコメントとさせていただきます。

私からは以上ですが、ここで大臣に答申書をお渡ししたいと思っております。

○湯本総務課長　これより答申書の手交を行っていただきます。なお、答申書手交時に写真を撮影いたしますので、内山田会長と石田大臣におかれましては、大変恐縮ではございますが、答申書授受の際にはその姿勢のまま、若干お待ちいただければと思います。

それでは、よろしく願いいたします。

○内山田会長　平成30年8月23日付け諮問第25号「電気通信事業分野における競争ルール等の包括的検証」につきまして、審議の結果、別添のとおり答申いたします。よろしく願いします。

○石田総務大臣　どうもありがとうございます。

(答申書手交)

○内山田会長　それでは、ただいまの答申に対しまして、石田総務大臣よりご発言いた

だけるといふことをごさいますので、よろしくお願いいたします。

○石田総務大臣　総務大臣の石田でございます。内山田会長をはじめ、委員の皆様には、大変お忙しい中、熱心にご議論いただきまして、情報通信行政の重要課題でございます電気通信事業分野における競争ルール等の包括的検証につきまして中間答申をとりまとめいただきまして、ほんとうにありがとうございます。

中間答申では、2030年を見据えまして、人口減少、過疎化等の社会構造の変化、5GやIoTの普及やプラットフォーム事業者の影響力の拡大などの変化に対し、必要な取り組みの方向性を示していただきました。通信ネットワークはこれからのSociety 5.0時代の、まさに21世紀の基幹インフラというふうに考えております。総務省としては、この中間答申を踏まえまして、Society 5.0時代にふさわしい通信ネットワークへの進化を促すため、重要な指針として活用させていただきたいというふうに考えております。

なお、本年1月、モバイルサービス等の適正化に向けた緊急提言をいただきました。それを受けまして、携帯電話の通信料金と端末代金の完全分離などを内容とした電気通信事業法改正法案、これを提出させていただきまして、本年5月に全会一致で成立したところでございます。10月1日より施行を予定いたしております。この場をお借りいたしまして、委員の皆様方に心から厚く御礼申し上げ、ご報告とさせていただきたいというふうに思います。

引き続きまして、最終答申に向けまして、お忙しいこととは思いますけれども、熱心なるご議論をいただけますようによろしくお願ひ申し上げまして、お礼のご挨拶にさせていただきますと思います。どうもありがとうございました。

○内山田会長　石田総務大臣、ありがとうございます。

大臣はご公務のためにここで退席されます。どうもありがとうございました。

○石田総務大臣　どうもありがとうございます。お世話になりました。委員の皆様方、どうもありがとうございました。

(石田総務大臣退室)

○内山田会長　皆様、ご協力大変ありがとうございました。電気通信事業政策部会及び電気通信事業分野における競争ルール等の包括的検証に関する特別委員会の皆様におかれましては、引き続き活発にご審議いただくよう、よろしくお願ひ申し上げます。

議決事項

Web会議システムを利用した会議への出席について

○内山田会長 続きまして、次の議題に移りたいと思います。

議決事項でございますが、Web会議システムを利用した会議への出席について、事務局より説明をお願いいたします。

○湯本総務課長 事務局から、Web会議システムを利用した会議への出席についてご説明申し上げます。資料4 1-2をごらんいただければと思います。

まず今回、本件につきましてお諮りする経緯でございますが、遠隔地の一部委員から、スカイプなどを活用できないものかというご提案をいただきましたこと、また情報通信政策を預かる情報通信審議会として当然取り組むべき課題であるということから、本件ご提案に至ったものでございます。

それでは、1ページ目をごらんください。全体といたしましては6項目から成っております。

まず第1号といたしまして、希望する委員は、会長のご了承をいただき、Web会議システムを利用して会議に出席することができることとしたものでございます。利用を想定しているWeb会議システムのイメージ図を参考1として添付しております。なお、この規定でいう会長でございますが、これは会長がご不在のときに会長代理も含まれるものといたします。

続きまして、第2号といたしまして、Web会議システムによる出席は、情報通信審議会令第7条第1項及び第2項に規定する出席に含めるものとするとしております。この点につきましては、参考2の第7条第1項におきまして「審議会は、委員及び議事に関係のある臨時委員の過半数が出席しなければ、会議を開き、議決することができない。」とございまして、このWeb会議システムによる審議参加を明確に出席として位置づけるための規定でございます。また、後段の規定は、映像を送受信できなくなった場合におきましても、音声により意見表明を委員相互で行うことができれば出席と取り扱うという趣旨でございます。

第3号につきましては、通信状況の悪化等により映像のみならず音声も送受信できなくなってしまう時点で、ご退席されたものとみなすという趣旨でございます。

第4号でございますが、Web会議システムによる出席は、個室その他これに類する施設で行わなければならないとしておりますが、この規定を置きました理由といたしましては、Web会議システムで参加されている委員の周囲の雑音が会議の運営を妨げないようにするためでございます。なお、後段の規定でございますが、例外として、会議が非公開の場合におきましては、委員以外の者に視聴させてはならないということを規定するものでございます。

第5号は、Web会議システムを利用する委員がいる場合、それが利用不可能になり、必要な定足数を満たさず、結果として会議が不成立となることのないようにするための規定でございます。

第6号でございますが、情報通信審議会には、参考2にございますとおり、情報通信技術分科会と部会を置いてございますが、これらの分科会、部会におきましても委員のWeb会議システムによる出席を可能とするため、ただいまご説明いたしました第1号から第5号の準用規定を設けたものでございます。なお、この規定を準用する場合におきましては、会長とあるのは、それぞれ分科会長、部会長と読みかえて準用することとなります。

私からの説明は以上でございます。ご審議のほどよろしく願いいたします。

○内山田会長　ありがとうございます。それでは、ご意見、ご質問のある方はよろしく願いいたします。

どうぞ。

○石戸委員　石戸でございます。基本的にはオンラインで出席できること、大賛成なんです。2点、感想としてお話しします。1点目は、なぜオンラインの参加だけ、5条のような配慮がなされるのかという点です。実は本日、とても大事な人の告別式が急遽入ってしまって、途中参加になってしまったのですが、そのように、病気であったり、電車の遅延であったり、もしくは子供の病気であったり、リアルにおいても定足数を満たさない可能性のある突然の出来事というのは起こり得ると思うんですが、なぜオンラインだけ配慮するのかという点です。デジタルファーストをうたうのであれば、行く行くはオンラインファーストを目指すのがよいのではないかなと思います。

2点目ですが、それに付随することですが、ルールというのは入れることはできても、それを取り除くのはすごく大変だと思いますので、わざわざ半分以上がリアルに参加しているときのみという条件を初めから条件として盛り込むというのはどうなのかなと思います。これが簡単に消せる条件であればいいのですが、ルールの改定はとても大

変なことと思いますので、運用の仕方カバーするやり方はないのかなと思いました。
ただ、あくまでも感想ですので、異論があるということではありません。

以上です。

○内山田会長　ほかにございますか。

ちょっと私から質問なんですけど、第5号に、Web会議システムを導入するということですけど、この会議場に過半数の人がいないといけないと書いてございますが、これは通信が途絶えたときの委員会、審議会を成立させるための要件として、過半数はここにいないといけないということなのではないでしょうか。

○湯本総務課長　そのとおりでございまして、例えば申しますと、もしまれに、過半数この場にいないと仮定して、Web会議システムの方を入れて過半数ぎりぎりみたいな状況におきまして、万が一、断線等によりWeb会議システムが使えなくなってしまった場合に、結果として定足数を満たさなくなってしまい、大変なご不便をおかけすることになるので、とりあえずはこういう形で、まずは最低でも過半数は実際にいる方で満たしていただければという趣旨でございます。

○内山田会長　ありがとうございます。ほかによろしいでしょうか。

それでは、ただいまのご説明のとおり、Web会議システムを利用した会議への出席について、資料4 1-2のとおり承認することとしたいと思います。よろしくお願ひします。情報通信審議会でごろWeb会議システムの導入というのもちょっと遅いような気もしますが、一応時代の波に乗ったということで、よろしくお願ひします。

報告事項

情報通信技術分科会及び各部会の活動状況について

○内山田会長　続きまして、最後の案件でございますが、報告事項、情報通信技術分科会及び各部会の活動状況につきまして、事務局からお願いいたします。

○湯本総務課長　情報通信技術分科会及び各部会の活動状況につきまして、事務局よりご説明いたします。資料4 1-3をごらんください。

本件は、情報通信審議会議事規則第10条第6項及び第11条第1項に基づき、前回の総会以降に情報通信技術分科会及び各部会におきまして審議した内容についてご報

告するものでございます。

この間、情報通信技術分科会は9回の会合を開催し、15件の一部答申、情報通信政策部会は1回の会合を開催、電気通信事業政策部会は6回の会合を開催し、3件の答申、郵政政策部会は1回の会合を行っております。詳細は資料4 1－3をごらんいただければと思います。

簡単ではございますが、事務局からの説明は以上でございます。

○内山田会長　ありがとうございます。ただいまのご説明に関し、皆様から何かご意見、ご質問があれば、よろしくお願ひします。各分科会も大変積極的に活動していただいているようで、改めて感謝を申し上げたいというふうに思います。よろしいでしょうか。

（「異議なし」の声あり）

○内山田会長　ありがとうございます。

閉　　会

○内山田会長　以上で本日の議題は終了しました。委員、事務局から何かほかにございますでしょうか。よろしいですか。

それでは、次回の日程につきましては、いつもと同じように、また別途、皆様と調整させていただくと思ひますので、よろしくお願ひいたします。

それでは、本日の会議をこれで終了させていただきます。ありがとうございます。